

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：2021年10月20日

**公益社団法人日本アメリカンフットボール協会** スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://americanfootball.jp/jafa-outline>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	組織ガバナンス強化に関する中期計画として「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」を2020年11月に策定し、理事会において確認の上、12月にHPにアップした。 組織運営の中長期基本計画については、2021年度5月の理事会において立ち上げた、「JAF A中長期ビジョンワーキンググループ」にて2022年3月までに ①組織として目指すところ（ミッション、ビジョン、戦略等） ②現状分析 ③達成目標（具体的な最終到達地点、例えば10年後、20年後など） ④戦略課題（現状と達成目標までのギャップを埋める上での課題） ⑤課題解決のための戦略及び実行計画（アクションプラン） ⑥計画・実施・検証・見直しのプロセス（PDCAサイクル） を明確にした計画を策定し公表する。	1. 「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」および第4回理事会議事録 57. 「委員会名簿」 （ワーキンググループ名簿参照）
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	人材採用育成計画については上項の中長期基本計画の中で2022年3月までに策定し、公表する。 明確にする内容は上項の計画内容に準ずる。	1. 「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」および第4回理事会議事録 57. 「委員会名簿」 （ワーキンググループ名簿参照）
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	財務の健全性確保に関する計画についても項目1の中長期基本計画の中に共に2022年3月まで策定し、公表する。 明確にする内容は項目1の計画内容に準ずる。	57. 「委員会名簿」 （ワーキンググループ名簿参照）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	現在、理事は理事総数24名中、外部理事5名(20.8%)、女性理事2名(8.3%)である。 「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」において、定められた傘下団体の推薦枠見直しにより、2021年度の役員改選から外部理事目標割合(25%以上)とする予定であったが、アスリート&コーチ委員会からの理事選任を前倒しにしたため、目標には至らなかった。 2023年6月の次期改選時に目標達成を目指す。 女性理事は「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」において、定められた傘下団体の推薦枠見直しにより、2021年度の役員改選からさらに女性理事を任命予定であったが、増員は叶わなかった。女性理事の割合を上げるためには、役員候補者選定委員会の早急の設置および委員会の運営、選定基準について、規程を整備し、選定基準については女性理事の配置を明確に規程する必要がある。最終的な目標(ガバナンスコードの基準の順守)を2031年と掲げ、そこに向けて、まずは中期目標とし、2023年6月の次期改選時に現在2名の女性理事を倍の4名に増やす。	3.「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」 4.「役員名簿」 1.「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	JAJFAは、公益社団法人であり本審査項目は適用されない。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」に記載されているアスリート委員会は、競技特性に合わせ、アスリート&コーチ委員会として2021年8月の理事会にて設立した。アスリートの意見集約については、フェアプレー推進委員会が、その役割を担っていたが、その活動内容や選手の意見は今後アスリート&コーチ委員会に引き継がれる。 2022年3月までに「アスリート&コーチ委員会運営要領」を定め、委員会の目的、委員の構成、開催頻度、議事録の作成などについて明確にする。 2021年8月の理事会にて、アスリート&コーチ委員会の委員について、女性を含め、選手、トレーナー、コーチなどからバランス良く選任をした。 アスリート&コーチ委員会の委員長は理事が務めアスリート&コーチ委員会の意見を組織運営に反映させる。	41.フェアプレイ宣言 42.フェアプレイセミナー開催案内 43.フェアプレイシンポジウム実施内容 44.シンポジウム資料 33.「委員会規程」 57.「委員会名簿」(アスリート&コーチ委員会名簿参照)
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	2021年度理事改選において、「定款」第24条第1項に基づき、理事24名、監事2名を選任した。 2020年度の理事会開催について、「定款」第37条第1項に基づき理事会を6回開催した。 JAFでは、事業執行に鑑み委員会を組織して取組みや方向性を取りまとめ、理事会において確認する、実効性の高い機関決定を行っている。	4.「役員名簿」 5.「組織図」 33.「委員会規程」 7.「定款」
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	理事の就任時の年齢については「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」第3条に75歳未満でなければならないと定めている。	3.「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>役員の内在期間や再任回数の制限については「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」第2章2(3)に記載している。また、「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」について、役員の内在期間制限(例外事項含む)を明記する改定を2022年6月の理事会で決議する。</p> <p>一括で変更することはJAF A運営に大きな影響があることから、激変緩和措置を講じた更新計画を「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」に記載している。</p> <p>2021年度理事改選前には再任回数上限を超えた理事および監事が8名いたが、改選により4名に減少した</p>	<p>3.「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」</p> <p>1.「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」</p>
			<p><b>【激変緩和措置(または例外措置)が適用される場合に記入】</b></p> <p>10年を超える4名の理事のうち、3名の理事は前期より専務理事、常務理事として組織運営及び業務執行上の重要な役目を担っており、10年を超えて引き続き在任することが特に必要であると理事会が評価し、社員総会にて承認された。</p> <p>また、もう1名の理事は加盟団体より余人に代えがたい人材として推薦され、理事会が評価し、社員総会にて承認された。</p> <p>「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」第2章2(3)に記載している予定を基準に2025年の改選時には解消する予定ある。</p>	<p>4.「役員名簿」</p>
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>「ガバナンス強化基本方針・実施5ヶ年計画」第2章2(4)では、役員は「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」により選考案が作成され、社員総会の決議により決定する体制をとっている。</p> <p>2022年3月までに「役員候補者選定規程」を作成しその中で理事会から独立した「役員候補者選定委員会」の設置を明記する。</p> <p>2022年8月までに「役員候補者選定委員会」を設置し、2023年6月の次期改選時から運用する。</p>	<p>3.「理事会提出役員選任議案作成に関する基準」</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>法令を遵守する規程を整備している。</p> <p>「倫理懲罰規程」第4条（禁止事項）、第10条（処分等）により、JAF Aが組織する日本代表チームの構成員、JAF Aの加盟団体の構成員、JAF Aの役員、職員、委員会構成員について禁止行為および処分を定めている。</p> <p>「定款」第10条（除名）、第11条（会員資格の喪失）、第12条（加盟団体および代表者等）により、JAF Aの会員、加盟団体の除名および資格喪失、第26条（欠格事由）、第30条（役員の地位の喪失）により役員の欠格事由と地位の喪失を定めている。</p> <p>「日本代表チーム編成規程」第11条（非行行為に対する処分）により、JAF Aが組織する日本代表チームの構成員について禁止行為および処分を定めている。</p> <p>「就業規則」第52条から第64条に服務規律を、第67条から74条に制裁および解雇を定めている。</p>	<p>6. 「倫理懲罰規程」</p> <p>7. 「定款」</p> <p>8. 「日本代表チーム編成規程」</p> <p>9. 「就業規則」</p>
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	<p>(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること</p> <p>①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか</p>	<p>「定款」をはじめ、「入会及び退会に関する規則」、「会費等に関する規則」、「社員総会運営規則」、「社員等に関する規則」、「理事会運営規程」、「謝金規程」、「殿堂顕彰規程」、「会長に事故があるときの社員総会議長代行順位に関する規程」、「会計規程」、「加盟団体に関する規程」、「理事会提出理事会提出役員選任議案作成に関する基準」、「委員会規程」など法人運営に関する各種規程を整備している。</p>	<p>7. 「定款」</p> <p>12. 「入会及び退会に関する規則」</p> <p>13. 「会費等に関する規則」</p> <p>14. 「社員総会運営規則」</p> <p>15. 「社員等に関する規則」</p> <p>16. 「理事会運営規程」</p> <p>20. 「謝金規程」</p> <p>22. 「殿堂顕彰規程」</p> <p>23. 「会長に事故があるときの社員総会議長代行順位に関する規程」</p> <p>25. 「会計規程」</p> <p>30. 「加盟団体に関する規程」</p> <p>3. 「理事会提出理事会提出役員選任議案作成に関する基準」</p> <p>33. 「委員会規程」</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	「倫理懲罰規程」をはじめ、「内部通報規程」、「アンチ・ドーピング規程」、「個人番号及び個人情報の保護に関する基本方針」、「個人情報及び個人情報の保護に関する基本規程」、「日本代表チーム編成規程」、「印章管理規程」、「理事等の職務権限規程」、「就業規則」、「法人カード利用規程」など法人の業務に関する各種規程を整備している。	6.「倫理懲罰規程」 21.「内部通報規程」 26.「アンチ・ドーピング規程」 27.「個人番号及び個人情報の保護に関する基本方針」 28.「個人情報及び個人情報の保護に関する基本規程」 8.「日本代表チーム編成規程」 31.「印章管理規程」 32.「理事等の職務権限規程」 9.「就業規則」 34.「法人カード利用規程」
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「旅費規程」をはじめ、「役員等の費用弁償規程」、「役員の報酬等の支給の基準を記載した書類」、「就業規則」など法人の役職員の報酬等に関する規程を各種整備している。 また、職員の報酬については「就業規則」第5条に基づき「個別労働契約」において労働条件の一つとして定めることになっている。	17.「旅費規程」 18.「役員等の費用弁償規程」 19.「役員の報酬等の支給の基準を記載した書類」 9.「就業規則」 58.「個別労働契約書」
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	「定款」第8章資産及び会計（第46条から第51条）、第9章基金（第52条から56条）において定められているほか、「寄附金等取扱規程」、「会計規程」、「管理運営基金取扱規程」など各種規程を整備している。	7.「定款」 24.「寄附金等取扱規程」 25.「会計規程」 29.「管理運営基金取扱規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
16	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	「定款」をはじめ、「会費等に関する規則」、「社員等に関する規則」、「管理運営基金取扱規程」、「加盟団体に関する規程」など各種規程により会費、分担金の徴収に関する事、基金等の運用益に関する事が定められている。	7.「定款」 13.「会費等に関する規則」 15.「社員等に関する規則」 29.「管理運営基金取扱規程」 30.「加盟団体に関する規程」
17	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	「日本代表チーム編成規程」第8条(選手の選考)、9条(候補者から除外)により、選考基準、選考過程が明確になっている。また、当該委員会の委員の全員の同意が条件となっている。 「日本代表チーム編成規程」第12条(不服申し立て)には、事後に選考理由を開示等のために、不服申し立てが規程されている。 また、「日本代表チーム編成規程」第12条第2項にて日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則による自動応諾条項を設定している。 選手登録やチーム移籍に関する規程は、加盟団体が個別に規定しておりJAFPAは該当しないが、選手の権利保護のため「内部通報規程」を整備している。 「日本代表チーム編成規程」第5条(監督の選任)第6条(コーチの選任・任命)により、選考基準を作成するコーチを選任し、競技またはポジションごとのコーチが個別の評価表を作成し評価にあたる事が規程されている。	8.「日本代表チーム編成規程」 21.「内部通報規程」
18	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	JAFPAが主催する試合及び海外派遣する審判員の選考は、加盟団体である日本アメリカンフットボール審判協会が行っている。 JAFPAは審判員の選考に携わっていない。	
19	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	TMI総合法律事務所と「顧問契約」を締結し、専属の弁護士と規程の整備や法人運営に関する日常的な相談を行っている。 新任役員は就任時に、研修を受け、役員としての法的知識を身に付けることとしている。	35.「顧問(弁護士)契約書」 36.新任役員研修資料1 37.新任役員研修資料2

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>今までは、総務委員会内にコンプライアンス担当理事を選任し、フェアプレイ推進委員会に属し、加盟団体へ向けたコンプライアンスを推進していた。</p> <p>2021年度8月の理事会においてフェアプレイ推進委員会を更に発展させる形で、コンプライアンス委員会を組織した。</p> <p>2022年3月までに「コンプライアンス委員会運用要領」を定め、委員会の目的、役割、権限事項、委員の構成、及び開催頻度などについて明確にする。</p> <p>定めた「コンプライアンス委員会運用要領」に従い、コンプライアンス強化に係る方針や計画の策定及びその推進、実施状況の点検、リスクの把握等を組織的、継続的に実践する。</p> <p>コンプライアンス委員会の構成員については「コンプライアンス委員会運用要領」に従い幅広い有識者を随時、選任していく2022年8月までに女性委員を配置する。</p>	<p>5.「組織図」</p> <p>6.「倫理懲罰規程」</p> <p>41.フェアプレイ宣言</p> <p>42.フェアプレイセミナー開催案内</p> <p>43.フェアプレイシンポジウム実施内容</p> <p>44.シンポジウム資料</p> <p>44-1.シンポジウムアンケート_指導者用</p> <p>44-2.シンポジウムアンケート_選手用</p> <p>57.「委員会名簿」(コンプライアンス委員会名簿参照)</p>
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>2021年度8月に組織したコンプライアンス委員会には1名学識経験者を配置した。</p> <p>今後「コンプライアンス委員会運用要領」に従い幅広い有識者を随時配置する。</p>	<p>5.「組織図」</p> <p>4.「役員名簿」</p> <p>57.「委員会名簿」(コンプライアンス委員会名簿参照)</p>



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	今までは、新任役職員について就任時に研修を行い(2017年、2019年)、役員としてのコンプライアンス教育をしている。また、JSPOが開催する各種研修に役員が参加し、理事会等で報告している。全役職員に対し、2022年3月までにコンプライアンス教育を実施し、今後も年に1回は教育を行う。	36.新任役員研修資料1 37.新任役員研修資料2 39.スポーツインテグリティの向上に向けて__開催要項
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	今までは、フェアプレイ委員会により、加盟団体の選手及び指導者に対してスポーツマンシップを身に付け、競技の場においてフェアプレイを実践するためのコンプライアンス教育を行ってきた。JAF Aが主催する全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者に対して、2022年3月までにコンプライアンス教育を実施し、今後も年に1回は教育を行う。	40.渡航説明会__選手の心得 41.フェアプレイ宣言 42.フェアプレイセミナー開催案内 43.フェアプレイシンポジウム実施内容 44.シンポジウム資料 44-1.シンポジウムアンケート_指導者用 44-2.シンポジウムアンケート_選手用
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	JAF Aが主催する全国大会及び国際大会等に参加する審判員に対しては、加盟団体である日本アメリカンフットボール審判協会がコンプライアンス教育を実施している。2022年3月までにその実績を確認し、今後も年に1回の実施確認を行う。	59.オフィシエイティングマニュアル

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>法令、定款、会計規程並びに公益法人会計基準等の一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守している。また、専門性を有し適性のある監事2名（弁護士）を置き、各事業年度の計算書類等の「会計監査」及び適法性監査に加え、具体的な業務運営の妥当性に関する監査も行っている。</p> <p>法律のサポートとしては、TMI総合法律事務所と「顧問契約」を締結し、専属の弁護士と日常的な相談を行っている。税務、会計等については、アーク税理士法人と「業務契約」を締結しており日常的にサポートを受けている。社会保険等の算定については、社会保険労務士と「業務契約」を締結し、給与計算、社会保険料算定等のサポートを受けている。</p>	<p>35.「顧問（弁護士）契約書」</p> <p>45.「業務（税務・会計）契約書」</p> <p>46.「業務（社会保険）契約書」</p> <p>47.「監査報告書」</p>
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	<p>財務管理及び財産管理については、「理事の職務権限規程」に基づき経費支出等の稟議を行い、「会計規程」により適正に処理を行っている。また、「定款」28条に基づき監事による監査を経て社員総会において議決される業務サイクルが確立している。</p> <p>一般社団法人法第61条に基づき、監事2名を設置している。現在、監事には専門的能力を有するものとして、弁護士2名が任についている。</p> <p>定款28条に基づき監事は各事業年度の計算書類等の会計監査及び適法性監査に加え、定款43条に基づき理事会の議事録署名人として指定されており、理事会に出席し具体的な業務運営報告を受けその妥当性も審査している。</p>	<p>7.「定款」</p> <p>25.「会計規程」</p> <p>32.「理事等の職務権限規程」</p> <p>4.「役員名簿」</p> <p>47.「監査報告書」</p>
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	<p>国や助成元における要項などの定めに沿って、適切に処理し、国や助成元における監査を受けている。また、上項の体制により、関連規程の定めに基づき、手続きや科目など適切な経理処理を行い、かつその処理方法に係る監査を受けている。</p>	<p>6.「倫理懲罰規程」</p> <p>48.スポーツ振興助成会計処理の手引き</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	公益法人認定法で定められている法定備置書類として「定款」、「各種規程」、「事業計画」、「収支予算書」、「事業報告」、「貸借対照表」、「財産目録」、「監査報告」、「納税証明書」、「履歴事項全部証明書」、「印鑑証明書」、「役員名簿」、「社員名簿」、「社員総会議事録」、「理事会議事録」を事業所に常備し、要請に応じて閲覧できるよう整えてある。また、ホームページ〈 <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline">https://americanfootball.jp/jafa-outline</a> 〉に定款、事業計画、収支予算書、事業報告、貸借対照表、財産目録、役員名簿、社員名簿を公開している。	49.2021年度_事業計画 50.2021年度_収支（補正）予算書 51.2020年度_事業報告書 52.2020年度_決算書
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	「日本代表チーム編成規程」はHPで公表されている。 代表選手の募集、トライアウトの実施要領等は、ホームページ〈 <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline">https://americanfootball.jp/jafa-outline</a> 〉で公表するとともに、加盟団体に個別に通知している。選考された選手もホームページで公表している。選考理由等開示のために、不服申し立てできる。	8.「日本代表チーム編成規程」
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	ホームページ〈 <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline">https://americanfootball.jp/jafa-outline</a> 〉に、ガバナンスコード自己評価書を、2021年3月より公表している。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	「倫理懲罰規程」第4条（禁止事項）に規程され、「理事会運営規程」第8条（決議の方法）、第10条（報告）の規程によって、重要な契約、利益相反取引について、適切に管理している。 「理事等の職務権限規程」第2条による善管注意義務および忠実義務の規程が、利益相反ポリシーに基づいた規程を包含しているが、2022年3月までに「利益相反ポリシー」を策定する。	6.「倫理懲罰規程」 16.「理事会運営規程」 32.「理事等の職務権限規程」
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	2022年3月までに「利益相反ポリシー」を策定する。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>2017年度までは、通報窓口は事務局のみであったが、2018年度から法律相談事務所と通報窓口の業務委託契約を締結し、通報窓口を2ルート設置しホームページ&lt;<a href="https://americanfootball.jp/archives/1724">https://americanfootball.jp/archives/1724</a>&gt;にアップしている。</p> <p>「内部通報規程」第6（相談窓口の利用方法）、第17条（守秘義務）、第18条（通報者の守秘義務）において、守秘義務を課し、通報者を特定し得る情報や通報内容について情報管理を徹底することを規定している。</p> <p>「内部通報規程」第15条（通報者に対する不利益な取扱いの禁止）において、通報者等に対する不利益な取扱いを行うことを禁止することを規程している。</p> <p>コンプライアンス担当理事は、「内部通報規程」第12条（調査報告）に基づき、内部通報案件を理事会に報告し、第13条（対応策の実施等）に基づき、理事会が対応策を検討し、「倫理懲罰規程」に該当する場合は理事会内に倫理委員会を設置するなど、通報から処分までの一連の流れを実践しており、役員は通報が正当な行為であることを意識する環境にある。</p> <p>「内部通報規程」第23条（制度の見直し、改善）に基づき、運用状況や監査結果等を踏まえ制度の見直しを行うことを規定している。</p>	21.「内部通報規程」 53.「法律業務委託契約書」（通報窓口）
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>通報制度の運用体制は、2017年度までは、通報窓口は事務局のみであったが、2018年度から法律事務所と通報窓口の業務委託契約を締結し、通報窓口を2ルート設置した。</p> <p>「内部通報規程」第10条（調査担当者）により、調査担当者をコンプライアンス担当理事が指名するが、必ず通報窓口の「業務委託契約」を締結した法律事務所の弁護士が調査員として参加する。</p>	21.「内部通報規程」 53.「法律業務委託契約書」（通報窓口）

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>JAJFAでは、「倫理懲罰規程」により、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を規定している。</p> <p>当該ガバナンスコード自己評価を踏まえ、懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続周知のため、ホームページに「倫理懲罰規程」をアップした。&lt;  <a href="https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles">https://americanfootball.jp/jafa-outline/jafa-articles</a>&gt;</p> <p>「倫理懲罰規程」第9条（審査）第4項より、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けている。</p> <p>「倫理懲罰規程」第6条（倫理委員会の設置）、第11条（処分の通告）、第12条（不服申し立て）により、中立性専門性を考慮したうえで、利害関係人を除く理事3名、監事1名以上、外部有識者（弁護士1名以上）で倫理委員会を設置し、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程している。</p> <p>また、第12条（不服申し立て）には、日本スポーツ仲裁機構の仲裁規則による自動応諾条項を設定している。</p>	6.「倫理懲罰規程」
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	「倫理懲罰規程」第7条1項に基づき、中立性及び専門性を有する調査者を任命することになっている。	6.「倫理懲罰規程」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	「倫理懲罰規程」第12条（不服申し立て）および「日本代表チーム編成規程」第12条（不服申し立て）により、競技者から公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して仲裁申し立てがなされた場合、当該申し立ては公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則によって解決される旨、自動応諾条項を2018年11月17日に設定している。 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構への申立期間について特段制限は設けていない。	6.「倫理懲罰規程」 8.「日本代表チーム編成規程」
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	現状、処分対象者に対しスポーツ仲裁の利用が可能である旨、口頭通知としており、通知書上には記載していなかったが、2021年9月以降は通知書上にも記載を行うこととする。	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	「危機管理基本方針」を2021年4月に策定した。 その中で、有事の際は機動的な対応を行える体制を構築することとしている。 特に不祥事については組織横断的な活動を可能とする体制として、コンプライアンス委員長が中心となり、倫理懲罰規程に沿って取り組む。 「危機管理基本方針」第2章1(3)に各危機(不祥事を含む)に関する知見を有するものを会議に招集できると規定している。	54.「危機管理基本方針」 6.「倫理懲罰規程」
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年以内に不祥事は発生していない。	
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者(弁護士、公認会計士、学識経験者等)を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年以内に外部調査委員会を設置していない。	6.「倫理懲罰規程」



(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>「入会及び退会に関する規則」、「加盟団体に関する規程」により加盟手続きを経た傘下団体の代表者が正社員として社員総会を構成し、「定款」、「社員総会運営規則」、「理事会運営規程」、「理事等の職務権限規程」の定めるところの権限を有することになる。</p> <p>これにより全体として統一性、整合性のある指導、助言、支援を行うことができる。</p> <p>加盟団体への指導助言として、</p> <p>2018年度2019年度に「フェアプレイシンポジウム」を地方組織ごとに開催しているほか、2019年度「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」</p> <p>2020年度「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言及び支援を行っている。</p> <p>また、2018年度「地域振興助成金」を予算化し、財政面の支援も行っている。</p>	<p>7.「定款」</p> <p>12.「入会及び退会に関する規則」</p> <p>14.「社員総会運営規則」</p> <p>16.「理事会運営規程」</p> <p>30.「加盟団体に関する規程」</p> <p>32.「理事等の職務権限規程」</p> <p>41.フェアプレイ宣言</p> <p>42.フェアプレイセミナー開催案内</p> <p>43.フェアプレイシンポジウム実施内容</p> <p>44.シンポジウム資料</p> <p>51.2019年度事業報告書</p> <p>56.「地域振興助成基本指針」</p>
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>加盟団体のガバナンス強化のため、</p> <p>2018年度、2019年度に「フェアプレイシンポジウム」を地方組織ごとに開催しているほか、2019年度「日本スポーツ協会公認指導者養成事業」、「コーチクリニック、フットボール教室」、「安全対策セミナー」、「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」</p> <p>2020年度「医科学研究会」、「アンチ・ドーピング講習会」により指導助言及び支援を行っている。</p> <p>また、ホームページにて適時、ガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る有益な情報を発信している。</p>	<p>41.フェアプレイ宣言</p> <p>42.フェアプレイセミナー開催案内</p> <p>43.フェアプレイシンポジウム実施内容</p> <p>44.シンポジウム資料</p> <p>51.2019年度事業報告書</p>